令和元年度子ども・子育て支援施策(次世代育成支援行動計画)の状況について

進捗状況評価基準 A:予定選り(予定以上に)進捗している B:遅れている C:取組みが進んでおらず、成果はなかった D:廃止・組替え

令和2年7月29日(水) 第1回子ども・子育て会議 資料③—2

基本施策	主な取組み	①担当課	②事業内容	③方 針			1	④ 実				⑤進捗 状況評	5 	⑥R2年度の目標		
施東		※現担当課名	G 7 12	g.,	m#	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	価		0-14-14		
					-	か所数/か所	2	2	2 2	2	2			昨年度に引き続き、人気講座を多		
遊び		子育て支援課			利用	者計/人	40,873	45,525	46,199	46,366	43,015	Α		実施したり、工夫あふれる行事を施することによって利用者増に多		
場 •				************************************		子ども/人	28,255	32,551	32,870	32,488	29,153		遊びの拠点と居場所を提供し、さまざま	る。		
子 ど 1.	児童館事業		子どもへ健全な遊びを提供するとともに、健康の 増進や情操を豊かにするための拠点施設として	遊びの拠点と居場所を提供し、さまざまな活動に 自発的に取り組めるよう支援します。また、指定	1 1	大人/人	12,618	12,974	13,329	13,878	13,862		な活動に自発的に取り組めるよう支援し →ます。	,		
も の			事業を行う。	管理者制度を導入したことから、効率的で、充実 したサービスの提供に努めます。	実施	か所数/か所	4	4	4	4	4		また、必要な施設や遊具等の修繕や撤去等を行います。	新型コロナウイルス感染症を含む		
居場		人権課			利用	者計/人	6,626	17,275	18,259	17,742	15,383	A		染症等の情報収集を行ない、復 理等を徹底し、利用者の健康・		
所づ						子ども/人	4,186	14,585	15,901	16,110	13,499			を最優先した運営を行なう。 健康・安全に配慮した上で、新		
\ _					:	大人/人	2,440	2,690	2,358	1,632	1,884			用者の掘り起こし等に努める。		
2.	遊び場の整備	都市計画課	公園や遊び場の遊具などの安全点検や安全基準に適した整備を実施する。	継続して遊具改修を実施し、地域における子ども の遊び場(児童公園など)の適切な維持管理に 努めます。	実施	か所数/か所	2	2	2	2	3	А	継続して遊具改修を実施し、地域における子どもの遊び場(児童公園など)の適切な維持管理に努めます。	· 方針と同様		
		都市計画課	地域に遊び場が少ない子どものために土地所有者の善意によって空き地が開放された場合に は、安全に遊べる空間となるよう支援する。	管理者の確保に努め、継続して公園の維持管理 を行います。	実施	か所数/か所	12	11	5	5	5	Α	管理者の確保に努め、継続して公園の 維持管理を行います。	方針と同様		
					実施	か所数/か所	4		4	4	4					
				子育で情報の提供及び助言を行うため、ひろば	利用	者計/人	21,919	21,638	28,224	26,645	25,484			子育で情報の提供及び助言を		
		子育て支援課		の存在や活動について、引き続き、広報・周知を 行うなど、利用者支援事業と連携して子育て家庭	<u> </u>	子ども(対象児)/人	11,155	10,621	13,702	13,176	12,989	Α	・	め、ひろばの存在や活動につ引き続き、広報・周知を行う。		
			主に3歳未満の乳幼児及び保護者を対象に、公	への支援機能を強化していきます。	[子ども(対象外児)/人	1,137	1,348	1,602	814	761	1		支援事業と連携して、子育での支援機能を強化していく。		
3.:	地域子育て支援拠		共施設や保育所(園)などの地域の身近な場所で、育児不安等についての相談・指導、子育で		;	大人/人	9,627	9,669	12,920	12,655	11,734					
	事業		サークルなどへの支援、子育でに関する情報提供、育児講習などの事業を行い、地域の子育て		実施	か所数/か所	6	6	6	6	6					
			家庭に対し支援を行う。		利用	者計/人	18,894	20,484	17,761	23,320	22,291	1		乳児期においては、保護者の		
		幼保運営課				地域での子育て支援の場として、認知度が高まってきているので更なる質の充実に努めます。) [:	子ども(対象児)/人	10,103	10,802	9,542	11,848	11,965	Α		もって育むことも重要と言われため、家庭保育の推進の観点
				てきているので更なる真の元美に劣のより。		子ども(対象外児)/人	0			680	604	1		支援センターの利用をPRして 要がある。		
					1 -	大人/人	8,791	9,682	8,219	10,792	9,722	1				
	子ども会活動等の 体活動	生涯学習課	異年齢とふれあい、さまざまな体験ができる子ど もの居場所づくりに努める。	「地域の団体やNPOなどと連携して、さまざまな子 どもの団体活動を推進します。	実施	回数/回 叩者数/人)	(326)	(640	5 (504)	5 (406)	5 (367)	А	少年団体や子ども会と連携して、子ども たちの活動の場や居場所作りに努めま す。			
2						鳥実施か所数/教室	23	30	31	31	31					
総					-	ごも教室か所数/か所)	(7)	(7) (7)	(8)	(8)					
合 的						東中学校区/教室 (子ども教室か所数/か	5 (3)	(3	(3)	8 (3)	8 (3)	8 (3)	「青い鳥教室」の充実を図るとともに、			
な 放 課 ₁ .	1.放課後子ども総合		地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全 で健やかな居場所づくりを推進するため「青い鳥 教室」の充実と「放課後子ども教室」の拡大に努 め、両事業を連携して実施する整備体制を検討 する。	、鳥 また、・「肩い鳥教堂」ご、放床をすとも教堂」の文 努 流ができるよう、両事業の関係者が情報共有し、 努 連携! ア実なせる人は制数機を投続せるした!に	[i	ffi) 西中学校区/教室 (子ども教室か所数/か ffi)	5 (1)	(1	7 7 7	7 (1)	7 (1)		「放課後子供教室」の拡大に努めます。また、「青い鳥教室」と「放課後子供教室」と「放課後子供教室」の交流ができる。一声書の関係	「書い皀数安」と「放理後子仏		
	ランの推進	教育部総務課			こ、 」を	717 南中学校区/教室 (子ども教室か所数/か 昕)	6 (1)	{ (1	B 8	8 (1)	8 (1)	А	至10分流ができるよう、回事業の関係者が情報共有し、連携して実施する体制整備を検討するとともに、一体型の「青い鳥教室」と「放課後子供教室」を令和6年度までに1か所整備することを目指します。			
対 策 				ं		… 綾歌中学校区/教室 (子ども教室か所数/か 所)	(0)	(0	4 (0)	4 (1)	4 (1)					
						飯山中学校区/教室 (子ども教室か所数/か ^{新)}	4 (2)	(2	4 (2)	4 (2)	4 (2)					
	いじめ・不登校等心 相談	学校教育課	に教師が寄り添えるよう努める。また、学校教育	見童・生徒の心のサインを見逃さず、いじめや不 登校に対して早期に対応できるよう、スクール ソーシャルワーカーや臨床心理士などによる相 ・談体制の充実を図ります。			教師による日常的な声かけや教育相談週間の定着により、悩みの早期発見・対応・解決を行うことができた。また、県と協力してスクールカウンセラーを市立全小・中学校に配置するとともに、学校教育サポート室のカウンセラーが定期的に校区を巡回して、相談活動を行うことができた。	育相談週間の定着により、悩みの早期発見・対応・解決を行うことができた。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各校で積極的に活用し、相	教師による日常的な声かけや教育相談週間の定着により、悩みの早期発見・対応・解決を行うことができた。また、スクールカウンセラーやスタールソーシャルワーカーを各校で積極的に活用し、相談活動の充実を図ることができた。	教師による日常的な声かけや教 育相談週間が定着しており、子ど もの悩みの早期発見・対応・解決 を行うことができた。また、スクー レカウンセラーやスクールソー シャルワーカーを各校で積極的 に活用し、相談活動の充実を図 ることができた。	早期発見・対応・解決を行うこができた。また、スクールカウン	А	児童・生徒の心のサインを見逃さず、いじめや不登校に対して早期に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる相談・支援体制の充実を図ります。			
対策	教育支援センター	学校教育課	学校長からの依頼を受け、不登校に陥っている 児童・生徒に居場所を提供し、興味・関心のある ことに取り組ませることで心を癒す。また、遊びを 通して友だちや指導員とのコミュニケーションを 図ったり、学校との連携を密にして学級担任との 人間関係を深めたりして、学校復帰ができるよう に務める。	・ 不登校に陥っている児童・生徒に居場所を提供し、心を癒すとともに、遊びを通して友達や指導員とのコミュニケーションを図り、学級担任との人間関係を深め、学校復帰が出来るよう努めます。			不登校に陥っている児童・生徒に 居場所を提供し、友だちや指導	めた。その結果、中学3年生で通 級していた生徒全員が、高校進	小学生では、学校や学級への復帰を目指し、中学生では進路保障に向けて、学校との連携を深級した。その結果、中学3年生で通級していた生徒全員が進学を希望し、そのほとんどが、高校進学を果たすことができた。	小学生では、学校や学級への復 小帰を目指し、中学生では進路保 障 に向けて、学校との連携を深 めかた。その結果、中学3年生で通 紛級していた生徒全員が、高校進 級	学生では、学校や学級への復を目指し、中学生では進路保に向けて、学校との連携を深た。その結果、中学3年生で通	А	不登校に陥っている児童・生徒に居場所を提供して心を癒すとともに、遊びや学習を通して友達や指導員とのコミュニケーションを図り、学校復帰や進路保障が出来るよう努めます。	方針と同様		
3.:	カウンセリング	学校教育課	いじめ等の被害に遭った子どもの精神的な立ち 直りを支援するため、学校教育サポート室のス クールカウンセラーを派遣し、全教職員の共通 理解のもと児童・生徒を支える体制づくりを行う。	いじめの被害に遭った子どもの精神的な立ち直りを支援するため、各校に配置されているスクールカウンセラーを活用し、すべての教職員の共通理解のもと、児童・生徒を支える体制づくりを行います。	, E		などに学校教育サポート室のカウンセラーを派遣して、学校の支援体制づくりや教職員の共通理	などに学校教育サポート室のカウンセラーを派遣して、学校の支援体制づくりや教職員の共通理	子どもの支援に向けたケース会などに学校教育サポート室のカウンセラーを派遣して、チーム学校としての支援体制づくりや教職員の共通理解について、専門的な見地から指導・助言を行った。	でない又接に同じたシーへ云 などに学校教育サポート室のカ ウンセラーを派遣して、チーム学 校としての支援体制づくりや教職 員の共通理解について、専門的 な目触かんと指導、助きを行った	どもの支援に向けたケース会 どに学校教育サポート室のカンセラーや臨床心理士を派遣 て、チーム学校としての支援体 づくりや教職員の共通理解に いて、専門的な見地から指導・ 言を行った。	А	いじめや不登校などで悩む、子どもの精神的なサポートに向け、各校に配置されているスケールカウンセラーを活用し、すべての教職員の共通理解のもと、児童・生徒を支える体制づくりを行います。			
	スクールソーシャル ーカー	学校教育課		学校教育サポート室所属のスクールソーシャル ワーカーを2名に増員し、拠点校方式で中学校2 校に配置することにより、迅速な対応が出来るようにします。			学校教育サポート室に市のス クールソーシャルワーカー1名を 常駐し、学校からの要望に対して 相談活動や保護者対応、関係機 関との連携を行ったが、支援要請 の重なりなどで対応に時間のか かる場合があった。	学校教育サポート室所属のスクールソーシャルワーカーを2名に増負し、拠点校方式で中学校2校に配置することにより、不登校生徒への家庭訪問など、迅速な対応ができた。		クールソーシャルワーカーを2名 について、中学校2校を拠点校とに して配置し、小・中学校の不登校した は往今の写真計型がケース会議し	て配置し、小・中学校の不登校 徒への家庭訪問やケース会議 の参加、関係機関へのつなぎ	А	スクールソーシャルワーカーの活用を促進し、関係機関との連携を強化することで、児童・生徒を取り巻く様々な問題に対し、迅速な対応が出来るようにします。	方針と同様 スクールソーシャルワーカー 日数増加。		

基本基本	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	3方 針			@ **				⑤進捗 状況評	5 ▼	⑥R2年度の目標
力 行 カ 行	1.有害環境対策・フィルタリング利用の普及啓発	少年育成センター	・ 少年育成センターの育成だより「かめっこ」にお いて携帯電話・スマートフォンなどにかかるフィル タリングやマナー、ルールについて啓発する。 た、薬物乱用問題の情報を共有し、啓発を推進 する。	白ポストや携帯電話・パソコンのフィルタリング 用などの普及啓発を図り、有害環境対策に努めます。また、メディアへの過度な依存に対して、何報モラル教育を推進します。		27年度 「かめっこ」6月号において「ケータイ・スマホ家族の約束事」の内容を掲載した。市内の小中学校の児童、生徒に配布し啓発した。	28年度 なし。	29年度 「かめっこ」1月号において「インターネットの世界とどうつきあうか。スマホを持たせて大丈夫?」という内容を掲載し、インターネット・スマホを使用する際の利便性や危険性を訴えた。	ンターネットかしこく安全に使うために」という内容でシリーズ化した。事例として、SNS被害に焦点をあて、犯罪やトラブルにあわな	元年度 「かめっこ」7・10・1月号において 「インターネットかしこく安全に使う ために」という内容のシリーズを 継続した。SNS被害の事例やネット依存症に焦点をあて、ネット依存症に焦点をあて、対した。	価	白ポストによる有害図書回収や、スマートフォン・パソコンのフィルタリング利用などの普及啓発を図る等、有害環境除去の対策に努めます。また、学校教育の場においてメディアへの過度な依存を防ぐための、情報モラルの指導・啓発を行っていきます。 特にSNSによる被害を防いだり、ネットゲーム依存に陥らないようにするため、小中学生やその保護者を対象に身近な策を実施します。	育成だより「かめっこ」において、スマホ利用時の危険性についての記事を継続して掲載する予定。
を育成しまさり防止対策		学校教育課		「危険ドラッグ」などの薬物乱用問題について、 校教育の場においても保健体育の授業などで り上げるとともに、少年育成センターでも、警察 関係機関などと連携して情報の共有を図るなど 啓発活動の推進に努めます。	「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	19	18	3 18	3 16	17	А	学校教育の場においても保健体育の授業などで薬物乱用の恐ろしさについて正しい知識を身に付けるとともに、少年育成センターでも、警察、関係機関など、連携して情報の共有を図るなど、啓発活動の推進に努めます。	方針と同様
ਰ	2.情報モラル教育	学校教育課	小・中学校において、メディアへの過度な依存や トラブル防止に対する情報モラル教育を推進す る。	メディアへの過度な依存に対して、情報モラル教育を推進します。	実施校/校	23	23	3 23	3 23	23	Α	① I -4-1と同じ項目	-
	3.補導活動	少年育成センター	非行防止対策として、関係団体から推薦された 補導員を委嘱し、子どもが集まりやすい場所や 危険箇所を巡回し、非行や事故の防止活動の推 進と啓発活動の充実を図る。	子どもの問題行動を早期に発見して的確に対成するため、関係団体から推薦された補導員を委嘱し、予じもたちが集まりやすい場所などを巡しし、非行防止と啓発活動の充実を図ります。また、定期的に近隣の少年育成センターと情報交換を行い、子どもの問題行動の広域化に対応していきます。	:] 補導実施回数/回	523	513	3 500	537	525	A	地域の人々や関係機関との連携を深め、非行防止と啓発活動の充実を図っていきます。 また、定期的に近隣の少年育成センターと情報交換を行い、子どもの問題行動の広域化に対応していきます。	
	4.少年相談	少年育成センター		相談者の立場に立った電話相談や面接相談を い、解決に努めるとともに、相談カードを全小・『 学校及び高等学校の児童・生徒に配布し広報/ 努めます。	户 _{相談性数 / 性}	47	33	3	32	58	A	相談者の悩みに寄りそう電話相談や面接相談を行い、解決に努めるとともに、 相談員自身のスキルアップにも努めていきます。	前年度に引き続き、相談カード、相 チラシを配布し、相談窓口の周知に 努めるとともに、関係部署と連携した がら相談業務を行う。
5.成人期に	1.小児生活習慣病対策	学校教育課	を対象に血液検査を実施し、小児生活習慣病の ハイリスク児童を早期発見し、児童・生徒及び保 護者に対して保健指導を実施する。また、必要	小児生活習慣病対策として、小学校4年生を対 に血液検査を実施し、子どもと保護者が、食事 運動、睡眠などの生活習慣を見直す機会にする とともに、必要であれば、学校と協力しながら医 療機関の受診を勧めます。また、今後は中学生 を対象にするなど、事業の拡大を検討します。	や 5 実施校数/校	16	16	17	7 18	21	А	小学校4年生と中学校1年生の希望者を対象に血液検査を実施し、児童・生徒と保護者が、食生活・運動習慣・心の健康を見直す機会にするとともに、必要であれば、医療機関の受診を勧めます。	実施人数増加のため保護者啓発を
向けての健	2.性教育	学校教育課	小・中学校において、児童・生徒の発達段階や 各校の実態に合わせながら、性に関する正しい 知識を身につけるための性教育を推進する。	子どもの発達段階などに応じて、子どもたちが1 しく判断し、理性的に行動できる力を育むため、 性に関する正しい知識についての教育や性感気 症予防などの教育を充実します。	宝饰校数 / 校	23	23	2:	23	23	A	子どもの発達段階などに応じて、正しく 判断し、理性的に行動できる力を育むた め、性に関する正しい知識についての教 育や性感染症予防などの教育を行いま す。	方針と同様
康づくり・保健	3.思春期メンタルヘルス	学校教育課	心の問題で悩む児童・生徒に対し、学級担任、 養護教諭がカウンセリングを行うとともに、スクー ルカウンセラーなどと連携して、相談支援を行 う。	心の問題で悩む児童・生徒には、養護教諭が行うカウンセリングのほか、学級担任・スクールカンセラーなどと連携し、相談支援を行います。また、学校職員のカウンセリングカの向上を図るめ、校内研修を充実します。さらに、保護者を求象とした講和などを実施し、家庭における児童・生徒のメンタルヘルスの推進を図ります。	ウ た 実施校数/校	23	23	3 2:	3 23	23	A	心の問題で悩む児童・生徒には、学級 担任・養護教諭が行うカウンセリングの ほか、スクールカウンセラーなどと連携・ 協力し、相談支援を行います。また、校 内研修を充実し、学校職員のカウンセリ ングカの向上を図ります。	方針と同様
対策	4 田 末 世 / 12 / 14 # 本	学校教育課	総合的な学習の時間を活用した職場体験学習 や家庭科での学習において、幼稚園・保育所・関	小学校高学年の保健及び中学校の保健体育の時間を活用し、飲酒・喫煙・薬物乱用が心身による影響についての学習を行います。		6	23	3 22	2 23	23	Α	小学校高学年の保健及び中学校の保健体育の授業で、飲酒・喫煙・薬物乱用が心身に与える影響についての学習を行います。	方針と同様
	4.思春期保健教育	健康課	- 係機関などの協力を得て、妊婦体験やモデル人 形を使っての保育実習、講演会などを実施す る。	中学生を対象に、妊婦体験、乳幼児とのふれあ い体験などを実施し、体験を通して自分の命の 切さとともに赤ちゃんの命について考える学習る 進めます。	大実施希望数/回	0	O)	3	10	А	・妊婦体験・赤ちゃんふれあい体験・赤ちゃん人形の貸し出しなど、命の大切さを学ぶ機会の確保に努めます。	
6・子どもの心	1.妊産婦の食育	健康課	母子健康手帳発行時や訪問などで妊産婦の食事に対する情報提供を行っている。 生まれる前(マイナス1歳)から始まる子育て講座などで妊産婦のための食生活や望ましい体重増加、食事パランスガイド、母乳育児のための栄養と食事や離乳食開始前に知っておきたいことなどの情報提供を行う。	催、啓発・情報提供に努めます。		69	42	2 11:	160	162	А	家族ぐるみで食生活を見直すことができるよう働きかけていきます。	妊娠、出産期に必要な食事につい 啓発する。
身の育ちを		健康課		子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、 乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通 て、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目 指し、多様な食の体験を推進します。	- 参加人数 / 人	個別 1,026 集団 1,772	個別 1,099 集団 1,889	個別1,056 集団1,542		個別 788 集団 1335			小児生活習慣病の知識を重点に啓 発し、食育の土台づくりを図る。
助ける食育の推進	2.子どもの食育	幼保運営課	教育・保育施設の子どもやその保護者に対して、食に関する正しい知識の獲得や望ましい食習慣の形成を目指した教室の開催や情報提供に努め、食育の土台づくりを図る。	子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、 乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通 て、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目 指し、多様な食の体験を推進します。	. /	・給食においては、地域の伝統的な料理や、旬の食材を取り入れ、保護者の方にも試食、レシビ紹介をするなどして食育への興味関心を広げている。 ・学校給食の導入に伴い、保護者の給食体験を実施したり、配布物などでパランスの良い食事(味付け、食材、献立)を具体的に知	・園内での栽培活動やクッキング活動を計画的に取り入れ、食に関する興味関心、食べ物を大切にする気持ちや感謝の気持ちを育むことにつながった。・保護者参加型の食育事業や給食体験の実施は概ね好評で、食に関する正しい知識を知ってもらうきっかけとなった。	興味・関心や感謝の気持ちが育まれている。 ・保護者の参加型の学校給食体験を実施することにより、学校給食体の理解につながったり、レシピ紹介をしたりして、家庭での食へ	・展育目回に基づく、圏ボルロイ の主体的な生活や遊びの中で、 食育が展開される工夫を行うこと で、食の環境を意識するように なってきている。 ・保護者や地域の多様な関係者 との連携が進められてきている。 ・食物アレルギーのある子どもへ	べることを楽しんだり食に対して の興味・関心や感謝の気持ちが 育まれたりしている。 ・栽培活動やクッキング経験を通 して、豊かな感性や収穫の喜び、 食べ物への感謝の気持ちが育っ ている。 ・保護者や医師との連携のもと、	Α	・家族ぐるみで食生活を見直すことができるよう、食に無関心な保護者が関心を もてるよう働きかけていくほか、現代の 課題やニーズに合った講座や教室等を 関催していきます。 ・自園調理を行う保育所・こども園では、保育の内容の一環として食育を負 置付け、保育土、保育教諭、調理基等 の職員が協力し、健康な生活の基本としての「食を営むカ」の育成に向け、その基礎を培います。 ・保護者が食への理解を深め、食事を作ることや、子どもと一緒に食べることに喜びを持つことができるように支援します。	と連携するなど、エズして長月の人切さを伝えていく。
		学校教育課		子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、 割食講習や学校給食、親子料理教室などを通 て、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目 指し、多様な食の体験を推進します。	家庭教育学級等講話回数/回	185 44 35	16C 47 56	177 7 55 6 69	'l '*	211 43 34	A	るよう、離乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通して、望ましい食習慣の 形成や食文化の継承を目指し、多様な 食の体験を推進します。 ・子どもが安心してなごやかな給食時間 た場づ生、健康のための含恵について	
		学校給食センター		子どもが安心してなごやかな給食時間を過ごせ 健康のための食事について学べるようにする。	食育だよりの発行/回 、給食試食会の開催/回 (参加人数/人)	11 30 (1,014)	11 30 (1,077)	1 2 (1,041	11 7 (992)	11 25 (935)	を過ごせ、健康のための食事につい 学べるように支援します。		コロナ対策等、感染症対策の徹底や 給食時の注意点の指導
		生涯学習課	食育講座や食に関する参加型体験学習を開催 する。	子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、 乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通 て、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目 指し、多様な食の体験を推進します。	∠ 実施回数/回	35 (1,258)	12 (655)	2) (191	9 (200)	8 (161)	А		食育講座や体験型教室を継続して到施し、知識の充実を図る。

基本	主な取組み	①担当課	②事業内容	③方 針			④ 実			5	進捗 記評 ⑧今後の方針(第2期計画)	⑥R2年度の目標
拖策		※現担当課名	子どもと本をつなぐために、生後3か月の子ども	<u> </u>	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	価	
, 人 間 1.図	図書館事業	図書館	にはブックスタートとして絵本を手渡し、親子の ふれあいの時間を提供したり、小学校就学前の 5歳児にはセカンドブックとして絵本をプレゼント	援に係る機関やボランティア団体などと連携・協	ブックスタート参加人数/人	936	940	907	871	772	ブックスタートやセカンドブック事業を実 A 施し、子きもと本をつなぐ役割を担いま す。また、子育て支援に係る機関やボラ ンティア団体などと連携・協力し、おはな	·
性や個性		図書館	し、「つちどく」の推進と図書館利用のきっかけつ くりを行っている。また、地域団体や図書館職員 による本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなども 行う。	カし、おはなし会、紙芝居、手遊びなどを実施し、 絵本や本との出合い、読書の楽しさを伝えていき ます。	セカンドブック配布冊数/冊 (引き換え率/%)	752 (72)	766 (71.3)	747 (72.5)	773 (71.7)	900 (88.7)	し会、紙芝居、手遊びなどを実施し、絵 A 本や本との出合い、読書の楽しさを伝えていきます。	
を育む環境整	文化芸術鑑賞の機 の提供	文化課	を開催したり、小・中学校において鑑賞教室を実施する。	美術館において、子どもを対象としたワークショップや美術館鑑賞教室などを実施し、子どもたちの 眩性や創造力を育むことができるように努めます。 また、市内の小・中学校において音楽鑑賞教室を 実施することで本物の文化芸術に触れる機会を 提供します。	開催回数/回実施校/校	4 5	6 5	8(親子向けワークショップ) 1,366(参加者数) 5(文化芸術鑑賞教室実施校) 2,084(参加者数)	12 2,003 6 1,388	5	美術館では親子を対象としたワークショップなどを開催するほか、小中学校などでは文化芸術鑑賞の機会を提供する。	親子で美術館を訪れる機会や子と たちが文化芸術に触れる機会を充 させる。
	異年齢交流・異学 交流・世代間交流	幼保運営課	市内すべての教育・保育施設において、地域に 開かれた子育て支援の拠点として、地域団体な どと子どもたちとのふれあう機会を推進する。 また、小・中学校において、校区内近隣の保育 所・幼稚園との異年齢交流、中学校群及び学校 内での異学年交流を積極的に推進する。	幼稚園・保育所・認定こども園や小・中学校において、異年齢交流や異学年交流、世代間交流を行い、幅広い社会性や豊かな感性を育てます。		運動会等の行事における未就園 児の参加のほか、中学校郡内で の幼保交流(交流保育・人形劇観 劇など)や近隣小学校との交流 (給食体験・地域活動への合同参 加)を行った。	・日々の保育活動に考慮した地域行事への参加や、運動会、夏祭りなど地域の方を招いての行事を通していろいろな人とかかわる機会を大切にする。・・近隣の幼保小との連携を継続的に行い、交流を通して親しみを感じたり、教育、保育の相互理解につながっている。	・連動会や复祭り、地域での行事などを通していろいろな人と触れ	・異年齢交流をしやすい環境を整え、値れ、思いやり等の気持ちが 育まれている。 ・多様な人々と関わる機会を通 し、地域の人に見守られていると いう安心感や親しみにつながって いる。 ・日本の保育、行事等の中で、常 に異年齢児と関わりが持てるよう 環境づくり、職員間の連携を密に 行った。	・年齢や保育時間の様々な子ど も達が同じ施設内で交流を深め、 自己表現力や人とかかわる力・ 思いやりの心が育まれている。 ・地域の特性を生かした行事や 人々との交流を通し、豊かな経験 の中で、地域文化や伝統に親し んでいる。 ・・日常の生活の中で、異年齢交流や近隣の幼・保・こ小との交流を通りで、小との交流を通り、豊かながまた。 にいたが関係の幼・保・こいとの交流、また園内外の行事や施設の 慰問など地域との連携を継続的 にい、地域の中でつながっている。 という安心感となっている。	A 幼稚園・保育所(園)・認定こども園や 小・中学校において、異年齢交流や異学 年交流、地域連携を行い、幅広い社会 性や豊かな感性を育てます。	・日々の保育で異年齢児が自然に じり合う環境づくりを実施し、思い や豊かな心を有んでいく。 ・地域の様々な人とかかわる機会 立ことで、安心感や親しみをもち 人との関わりが育まれるように努っ ていく。
		学校教育課			実施校数/校	23	23	23	23	23	A	方針と同様
4. A	人権教育・啓発		教育・保育施設や小・中学校で、毎年「人権・同 和教育推進の計画」を作成し、計画的に人権・同 和教育を推進する。	幼稚園・保育所・認定こども園や小・中学校において、人権・同和教育を推進し、子ども自らが自分の権利に対する意識をもち、自らを守る力を養うことができるよう、また、他人を尊重し、他人を思いやる気持ちを育てます。		・一人ひとりの子どもの人権を守り、共に支えあう仲間作りや自尊感情が育める方、日々の保育を充実させたり、それぞれの園独自に年間計画を作成し、園の実情に合わせて、保護者も交えた研修会を実施。・人権教育の基本方針や重点努力事項を職員間で共通理解を図った。	・自然や人との関わりを通して、 自尊感情や他人を尊重し、友達 を思うやさしい気持ちを育めるよ う保育内容を検討、実施した。職 員間で共通の認識をもち継続し て取り組むことの効果を感じてい る。	・ 「「「・ 「	いき、自他を認めたり支えあうなかまづくりにつながっている。	様々なカーマ、とデともやは返在 に対して人権集会を行い、命の 大切さや仲間への思いやり、自 尊感情の育成など、一人一人の 子どもの人権が保障される教育・ 保育の在り方について、保護者と ともに考える場づくりになってい る。 ・自尊感情や友だちを認めたり支 えあうなかまづくりにつながるよ う、日々の保育を大切に実施し た。 ・人権教育の基本方針や努力事 項を職員間で確認するとともに、 研修会において人権について語 り合ったり考えたり、共通理解	・幼稚園・保育所・認定こども園や小・中学校において、豊かな生活経験を通し A て、一人ひとりを大切にし、子どもの心 身の健やかな成長、発達を図るほか、 子どもたちに自己肯定感が育まれるよう、日々の保育や授業等での関わりを核 素し、実践します。	を認めたり、文人ロリスト行うの金板 培っていく。 ・人権について職員間で共通理解 し、研修会等で多くの人と語り合う 全をもつ
		学校教育課			/ 実施校数/校	23	23	23	23	23	A	方針と同様
	子どもの体力つくり		小・中学校において、体力向上プランを策定し、 児童・生徒に対して積極的に体を動かす意識を 持たせるとともに、体を動かす機会を定期的に 提供する。また、生涯にわたってスポーツに親し む機となるう、学校教育全体で体力向上に 取り組む。	サース できる できない できない できない できない できない できない できない できない	体力向上プラン策定校数/校	23	23	23	23	23	A ・体カプランのもと、児童生徒の実態や	方針と同様
5. 了		スポーツ推進課			実施回数/回	・スポーツ少年団交流活動事業 (市内)11回、(県外)6回 ・少年スポーツ教室 67教室 ・運動会苦手必勝塾 2回 ・苦手運動克服塾 2回 ・運動あそび応援塾 1回 ・指導者養成事業	・スポーツ少年団交流活動事業 (市内)9回、(県外)7回 ・少年スポーツ教室 66教室 ・運動会苦手必勝塾 2回 ・苦手運動克服 2回 ・運動をび応援塾 1回 ・指導者養成事業 ・親子ふれあい体操塾6回	内)10回、(県外)7回 ・少年スポーツ教室 65教室 ・運動を売扱数 2回 ・苦手運動方服数 2回 ・運動あそび店援数 2回 ・指導者養成事業 4回 ・親子ふれあい体操業 6回 ・リーダー奏成事業 6回	・運動あそび応援塾 6回 ・指導者養成事業 5回 ・親子ふれあい体操塾6回 幼児野球あそび体験塾1回	内)10回、(県外)7回 ・少年スポーツ教室・65教室 ・運動会必勝塾2回 ・苦手運動克服塾 2回 ・運動あそび応援塾 6回 ・指導者養成事業 4回 ・親子ふれあい体操塾6回 幼児野球あそび体験塾1回 ・リーダー養成事業 5回 ・運動あそび指導員派遣事業 10回	課題を踏まえた体力向上に係る実践・評価を行います。 ・スポーツ少・体力プランのもと、児童生徒の実態や課題を踏まえた体力向上に係る実践・評価を行います。 年団の組織整備・育成支援、適切な指導を行える指導者養成に努め、生涯スポーツの基礎づくりを推進していきます。	新型コロナウィルス感染症への適な感染防止対策を講じながら、スペーツ少年団の活動支援をはじめ
8 . 総合的	発達相談 —		子どもの発達について悩みのある親子のため に、児童心理司、言語聴覚士、臨床心理士、保 健師や保育士による相談を実施する。 【こども相談】 子どものより身の発達や情緒、行動などに不安の	すべての障がいのある子どもが、障がいの程度 や種別及び教育的ニーズに応じ、適切な教育・保 育が受けられるよう支援します。	こども相談延べ件数/件	81	88	84	82	78	A	子どもの心身の発達や情緒・行動 について悩みがある保護者に対し 適切な指導を行い必要な支援が受けられるよう支援する。
・継続的な障	尤连怕談	AD 中 = = = = = = = = = = = = = = = = = =	ある親子のために児童心理司による相談を実施する。 【ことばの相談】 きこえやことばの発達に不安のある親子のため に言語聴覚士による相談を実施する。	で作別及び教育が一一へに応じ、辿りは教育・保育が受けられるよう支援します。	ことばの相談延べ件数/件	331	362	404	400	401	A	ことばの発達や発音について悩み ある保護者に対して適切な指導を い必要な支援が受けられるよう支 する。
ーがい児支 _援 2.特	特別支援教育・障 い児保育	幼保運営課	障がいのある子どもを教育・保育施設や小・中学校で受入れ、一人ひとりの教育ニーズに対応できるよう実態把握を行う。また、必要に応じて特別支援教育支援員を配置したり、専門家などに	学	加配対象者数/人	440	442	455	537	473	A 心身の発達や情緒・行動面において、又はことばの発達や発音について、グレーゾーン又は障がいが疑われる子どもが	
		学校教育課	よる保育所(園)への巡回カウンセリングや保育 士の加配措置などを行う。	すべての障がいのある子どもに対し、乳幼児期	配置人数/人実施回数/回	小32人、中5人 実施回数110	小32人、中5人 実施回数110	小32人、中5人 実施回数107	小37人、中5人 105回	小39人、中5人 105回	早期に支援を受けられるよう体制の確保を図ります。 A	方針と同様 特別支援教育支援員の配置人数 増加。
	発達障がい児支援		NPO団体と協働で丸亀市発達障がい児支援事業を行い、発達障がいのある子どもの支援を目的として、保護者や保育士、教員などの関係者に対し、相談支援や研修などを実施する。	から就労まで継続的に一貫した支援が早期から 行える体制をつくります。	相談回数/回(延べ利用者数/人)	303 (737)	315 (786)		307 (933)	329 (1,063)	A	近年、相談回数や件数も多く推移 ている。新規の相談者の増加に加 え、相談内容の広範化という現状 踏まえ、相談員を2名増やし、対象 童や保育士等に対する支援体制の 充実を図っていく。
3.発			に対し、惟談又抜や明修なこと天祀する。			1						

基本	主な取組み	①担当課	②事業内容	③方 針			④ 実	積			⑤進捗 状況評	。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	⑥R2年度の目標	
施策	土は収配の	※現担当課名	グチ 素内盤	⊘ // s	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	価	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	のR2平及の日保	
8 総合的・		福祉課	【児童発達支援】 未就学の障がい児について、日常生活における 基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生 活への適応訓練などの支援を行う。(医療型は 治療も行う。)		利用延人数/人	557	976	1555	1,913	1,852	А		保健、医療、福祉、教育の分野の 係機関が連携をとりながら乳幼児 からの切れ目のない一貫性・継続 のある支援を行う。	
継続的な障	4.障がい福祉サービス	福祉課	【放課後等デイサービス】 就学している障がい児について、学校の授業終 了後や学校の休校日に、児童発達支援センター などの施設に通い、生活能力向上のために必要 な訓練や社会との交流の促進などを行う。		利用延人数/人	2,186	2,714	3,184	4,044	4,667	А	障がいのある子どもが安心して地域で 生活できるよう、児童発達支援、放課後 等デイサービス、補装具・日常生活用具 の給付などの福祉サービスを充実し、48	保健、医療、福祉、教育の分野の 係機関が連携をとりながら乳幼児 からの切れ目のない一貫性・継続 のある支援を行う。	
がい児支援		福祉課	【保育所等訪問支援】 保育所などを訪問し、障がい児に対して、障がい 児以外の児童との集団生活への適応のための 専門的な支援などを行う。	期に障害があることを認識し、早期対応すること で、子どもの育ちに大きな影響があることから、	利用延人数/人	12	21	36	21	24	Α	「健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期から就労までの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行います。	保健、医療、福祉、教育の分野の 係機関が連携をとりながら乳幼児 からの切れ目のない一貫性・継続 のある支援を行う。	
		福祉課	【障がい児相談支援】 上記のサービスを利用する児童に、支給決定又 は支給変更前に障がい児支援利用計画案を作 成するとともに、一定の期間ごとにサービスなど の利用状況のモニタリングを行う。		利用延人数/人	406	439	517	597	807	Α		保健、医療、福祉、教育の分野の 係機関が連携をとりながら乳幼児 からの切れ目のない一貫性・継続 のある支援を行う。	
1 切 わ.	1.母子健康手帳など の発行	健康課	妊産婦の健康を守り、また、子どもの健康と健全な発育を守るために母子健康手帳を発行する。		発行部数/部	980	941	917	818	881	Α		妊娠届時に保健師・助産師による 接を行い、安心して妊娠・出産が えられるよう支援する。	
目]	推進員人数/人	98	93	97	101	96]		
のな			地域のボランティアによる妊婦訪問や子育て支		訪問件数/人	429	414	316	190	169				
	2.母子保健推進員・ 愛育班の育成・支援	健康課	援を推進し、社会全体で子どもの健やかな成長 を見守り、子育て中の親を孤立させない地域づく		声かけ数/人	1,833	1,878	2,370	2,664	2,218	Α		乳児期からの「お口のマッサーシ ついて普及啓発していく。	
産	2177237 1777 2772		りを推進する。			研修/人	443	299	384	314	226		・妊娠届け時から健康管理の充実を図	
- 年				- 安産で快適な出産ができるよう、妊娠初期から健	愛育班員数/人 (家庭訪問件数/件)	257 (18,993)	257 (19,389)	284 (18737)	247 (16,634)	238 (17,229)		るとともに、安心して子どもを産み育てられるよう、健康教育・相談事業などを充	,	
乳り幼り				康管理の充実を図るとともに、安心して子育てが	<喫煙率>							実します。 ・親子の愛着形成への支援や、父親たび、父親たび、これを見た問われ、実体な子育なでき		
児へ	1715491. 3 - 01.37	法日産わ併出生は重旧などの予防のために母 ます。また	始められるよう健康教育・相談事業などを充実します。また、親子の愛着形成への支援や、父親な	母子手帳発行時/%	4.2	3.2	2.2	2.0	3.0		どが育児に関わり、家族で子育てできる	妊娠期かり土油百関柄下防(以)		
0	3.妊娠期からの飲酒・ 喫煙対策	健康課	子健康手帳発行や訪問指導の時に飲酒・喫煙について啓発する。	どが育児に関わり、家族で共に子育てできるよう な家族力を高める取組みを行います。出産後、家		8.4	5.0	3.7	5.6	4.8	Α	・出産後、家庭での育児へスムーズに 移行できるよう、産後の心身ともに不安	喫煙)について健康相談・健康 等を行い、知識の普及啓発に	
保健			について合光する。	庭での育児へスムーズに移行できるよう、産後の 心身ともに不安定な時期に助産所などで一定期	1歳6か月健診/%	9.8	8.1	8.5	10.3	8.4		定な時期に助産所などで一定期間過ご	る。	
対策				間過ごすなど、産後のサポート体制を充実します	3歳児健診/%	12.5	11.3	9.4	9.6	9.2		すなど、産後のサポート体制を充実します。 す。		
*	4.産後支援事業	健康課	出産直後の支援が必要な時期に助産所で一定 期間過ごすことで、家庭での育児がスムーズに 移行できるよう支援する。	7 0	実利用件数/件	2	1	1	1	3	▲ 仮	・妊娠期から生活習慣の見直しを図り 健康管理の大切さを意識付けられるよう 取り組みます。	機会を捉えて、事業の周知を行 事業の拡充に向けて、情報収集 討を行う。	
			妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に		妊婦一般健診受診数/回	11,058	10,758	11,016	10,012	10,026				
	5.妊婦·乳幼児健康 診査		対する健康診査として、①健康状態の把握、② 検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠		乳児一般健診受診数/回	1,483	1,555	1,495	1,477	1,370			妊婦健診や乳幼児健診を受診	
		康 健康課	施する。			3か月健診受診数/人	966	934	906	860	767	-		康状態や発育・発達を確認する に、妊婦や保護者が安心して好
			健康診査により、子どもの発育・発達を確認し、 栄養及び育児の個別相談や診察を行うことで、		1歳6か月健診受診数/人	932	900	942	881	842			出産・育児ができるよう支援する	
			保護者が安心して育児を行えるよう支援する。		3歳児健診受診数/人	997	1,018	966	937	841				
	5.乳児家庭全戸訪問 事業	健康課	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、 子育で支援に関する情報提供や養育環境など の把握を行うほか、養育についての相談に応 じ、助言その他の援助を行う。		実訪問件数/件	840	933	905	827	816	Α		産後、母親やその家族が安心し児ができるよう支援する。	
-	7.養育支援訪問事業	健康課	養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるために支援を行う。また、丸亀市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るための取組みも支援する。		延訪問件数/件	42	121	132	82	103	Α		養育が必要な家庭を訪問し、妊 やその家族が安心して妊娠・出 育児ができるよう支援する。	
	3.妊産婦·乳幼児相 談·健康教育	健康課	母子健康手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康や子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援する。			母子手帳発行時やウエルカム広 場等を利用し、健康や子育でに ついての相談や健康教育を実 施。	保健師・栄養士・助産師・精神福祉士・医師等による健康相談・教育を実施。	機会あるごとに、多職種による健 康相談・保健指導等を実施。		保健師・栄養士・助産師・歯科衛生士・医師等による健康教育・相談を実施	Α	子どもの病気の予防と早期発見のため、乳幼児の発達段階に応じた健康診 査や保健指導、予防接種などを行い、育 一児支援を充実します。		
					BCG/件	924	968		912					
					四種混合/件	3,810	3,877	3,680	3,563				タヌ叶拉孫の社会左縁吐に拉	
	7.04.44.75	/rd- ====	病気にかからないように病気に対する抵抗力		MR(麻しん風しん混合)/件	1,849	1,936		1,931	1,798			各予防接種の対象年齢時に接 きるよう健診や相談時を利用し	
,	9.予防接種	健康課	(免疫)をつくる。		日本脳炎/件	3,764	4,073	,	4,298		Α		種の確認と勧奨を行う。また、限関と連携し予防接種の周知・啓	
					ヒブ/件 肺炎球菌/件	3,700	3,982	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3,512	3,287			行う。	
						3,692	3,841 1,795	· · ·	3,505	-				
-	+				/// / / /	<u> </u>		1,758	1,732					
	10.乳幼児の事故防止	健康課	子育て安全チェックリストの配布や健康教育など を通じて、乳幼児の事故防止の啓発を行う。	子育て安全チェックリストの配布や健康教育など を通じて、乳幼児の事故防止の啓発を行います。		健診案内時のパンフレット送付や 健診時(3か月健診)に健康教育 を行う。ウェルカム広場や愛育班 等での健康教育に実施。	用して、健診や育児相談の機会	訪問時や乳幼児健診、育児相談 等の機会を利用し事故予防の啓 発を行った。	や廊下に事故予防チェックリスト	健診会場や保健センター等の壁 や廊下に事故予防チェックリスト を貼付し自己チェックできるように 取り組んだ	Α	子育て安全チェックリストの配布や健康 教育などを通じて、乳幼児の事故防止 の啓発を行います。	乳幼児期の月齢に応じた、事も の普及・啓発を行う。	
	11.小児医療	健康課	妊婦や小児の医療に関する情報提供や、必要時には医療機関と相互に連絡を取り合ってケース会を開くなど、関係機関との連携を図る。	妊婦や小児の医療に関する情報提供や、必要時に応じて医療機関と相互に連絡を取り合い、ケース会を開くなど、医療機関などとの連携・充実を図ります。		25年度から未熟児、継続看護が 市に移管された。		医療機関と連携を取りながら、支援が必要なケースに個別対応を 行った。	必要に応じて医療機関と連携を 取りながら対応した。	必要に応じて医療機関と連携を 取りながら対応した。	ります。 A や、必要時に応じて医療機関 連絡を取り合い、ケース会を	妊婦や小児の医療に関する情報提供 や、必要時に応じて医療機関と相互に 連絡を取り合い、ケース会を開くなど、医 療機関などとの連携・充実を図ります。		
					妊婦歯科受診者数/人	326	356	430	351	403				
			妊婦を対象に市内の委託歯科医療機関において歯科健康診査を実施する。1歳6か月児健康診		受診率/%	33.2	38	43.8	39.7	42.8				
1 .	12.歯科保健	健康課	査、3歳児健康診査時に歯科健康診査を実施する。年に1回、歯と口の健康週間まつりを開催す	妊婦歯科健診の受診率の向上に努めます。	歯科無料健診参加者数/人	1,135	1,002	1,022	905	896	Α	妊婦歯科健診をはじめ、各種健診の受診率の向上に努めます。	妊娠期からの口腔ケアの大切さいて普及・啓発していく。	
1			る。年に1回、歯と口の健康週間まつりを開催す ^{妊婦圏や} る。これらを通じ、むし歯予防など歯科保健につ	催す 妊婦圏科健診の受診率の向上に労めまり。 圏科無科1	. 		•							
			る。これらを通じ、むし歯予防など歯科保健についての意識を高める。		う歯罹患率(1.6健診) /% う歯罹患率(3歳健診)	2.3	2.4	1	2.0	1.4				

本	①担当課	②事業内容	③方 針			④実	横			⑤進捗	。 (B)今後の方針(第2期計画)	⑥R2年度の目標
主な取組み	※現担当課名	⊌ 구 杲//삼		項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	状況評 価	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	の代と千段の日保
2 相 想数 支 支 援	子育て支援課	児童やその保護者が、幼稚園・保育所・認定ことも園などの施設選択や、一時預かり事業、放課 後児童クラブなどの子育て支援事業を円滑に利 用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行 い、必要に応じて相談や助言を行うとともに、関 係機関との連絡調整などを行う。	利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報提供、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業実施施設などとの連絡・調整を行い、各種事業の利用支援などを行う利用者支援事業を実施します。		平成27年度より利用者支援事業 (特定型)を子育て支援課で、利 用者支援事業(母子保健型)を健 康課で実施。	マナ短細マ 11日本ナゼ市券/日			利用者支援事業(基本型)を子育 ・て支援課で、利用者支援事業(母 子保健型)を健康課で実施。		まる育サポートにおいて、利用者の個別 ニーズを把握し、相談や情報提供、教 育・保育施設や地域子ども・子育て支援 事業実施施設などとの連絡・調整を行 い、各種事業の利用支援などを行う利 用者支援事業の充実を図ります。	
・ 情 報 2.家庭児童相談 提	子育て支援課	子育でに関する心配や不安、引きこもり、非行な ど、親子のあり方や子どもの育て方を共に考え、 問題をどう解決するかについて援助する。	西部子ども相談センター、香川県子ども女性相談 センター、保健所、医療機関、警察などの関係機 関と常に密接な連携を取り、家庭児童相談の充 実を図ります。	相談延件数/件 (実人数/人)	1,131 (193)	1,422 (213)		1,87° (265	7 (361)		香川県西部子ども相談センター・警察を はじめ関係機関との連携強化を図りま す。	方針と同様
3.子育て支援情報 ホームページの開設・運営	子育て支援課		子育て情報誌、ホームページ、広報誌などを活用して、子育でに関する情報を継続的に提供します。また、健康診査時や相談窓口などにおいて、各種情報をわかりやすく紹介するよう取組みます。	アクセス数/件	67,651	81,529	78,617	38,00 (9月末現在:事業終了)	76,980 (新規事業: 令和元.11.21~令和2年3月末)		子育て情報誌、ホームページ、広報誌などを活用して、子育でに関する情報を継続的に提供します。また、健康診査時や相談窓口などにおいて、各種情報をわかりやすく紹介するよう取り組みます。	
4.子育てアプリ「まる 育サポート」	子育て支援課	子育でに関する情報の配信に加え、育児記録や 相談機能なども利用できる子育でアプリを提供 し、妊娠、出産から育児まで、継続的な支援を行 う。	保護者のニーズに合わせた情報発信や機能の 充実を図り、利用促進に努めます。	アクセス数/件	-	-	-	平成30年6月より子育てアプリ 「丸育サポート」を開始。 アクセス数 722	1,136	С	保護者のニーズに合わせた情報発信や 機能の充実を図り、利用促進に努めま す。	アクセス数の増加を目指す。
3 . 地域における 1.待機児童の解消	幼保運営課	待機児童の発生原因の一つが保育士不足とい う現状を踏まえ、新卒保育士や潜在保育士への	待機児童の解消に向けて、認定こども園への移行や地域型保育事業などの拡充に取り組み、地域パランスを考慮して計画的な設備整備を進めます。		0	0	0	31 21	5 101 3 49	, A	待機児童の解消に向けて、市単独の修 学資金の貸付や人材パンクの実施のほか、私立園に対する保育士人件費補助 などを通して、一層の保育士確保に努め ます。	金の貝付などの休月工催休刈束引
はな 保 育 二 2.乳児保育事業 イ ズ	幼保運営課	保護者の就労事情などにより、0歳児からの保育 を実施する。		実施か所数/園	13	13	13	1;	3 14	A		実施箇所数は目標を達成したものの、低年齢児を中心とした私的待はは多く発生している状況であることら、保育士確保に努め、受入人数が太大に努める必要がある。
等 へ の 3.延長保育事業 対	幼保運営課	保育認定を受けた子どもについて、保護者の就 労時間などにより、通常の利用日及び利用時間 以外の日及び時間において保育を行う。		実施か所数/園	12	15	15	1!	5 16	A		令和2年4月に私立保育園の新規 設し、延長保育を開始したことによ 17園となった。引き続き受入れ先の 維持・確保に努める。
4.一時預かり事業	幼保運営課	【幼稚園型】 幼稚園において主に在園児を対象に、通常の教育時間の前後や土曜・日曜、長期休業中に教育 を行う。 【幼稚園型以外】	划旧旧衣 吐明点/双套)/旧衣专参 吐落人口	実施か所数/園	7	8 (保育所:6、幼稚園:2)	g (保育所:7、幼稚園:2)	(保育所:6、幼稚園:2)	8 (保育所:6、幼稚園:2)	A	乳児保育、時間外(延長)保育事業、一 時預かり事業、子育て短期支援事業、 子育て援助活動支援事業などの地域子	一般型は、令和2年4月から1園が 規開設したため、今年度中にあと1 の開設を目指す。幼稚園型は、令 2年4月から1園が新規開設した。
	子育て支援課	株譲有の就方・病気などにより、家庭において一時的に保育が困難となった就学前の子どもを保育所(園)などで受入れ、保育を行う。	乳児保育、時間外(延長)保育事業、一時預かり 事業、子育て短期支援事業、病児・病後児保育 事業、子育で援助活動支援事業などの地域子ど も・子育で支援事業の量及び質の充実を図りま	実施か所数/か所	1 (コムコムひろば)	1 (コムコムひろば)	(コムコムひろば)	(コムコムひろば)	1 (コムコムひろば)	А	「ども・子育て支援事業の充実を図りま」。 「す。	事業の安定的継続を図る。
5.子育て短期支援事		保護者の病気や仕事などの理由により、家庭に	す。	実施か所数/か所	3	3	3	;	3	3	1	
業 〔ショートステイ、トワイライトス	子育て支援課	おいて子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて一定		ショート延利用者数/人	8	17	159	120	69	Α		利用者の要望に適切な対応ができ よう、施設との連携を強化する。
71		期間、養育・保護を行う。		トワイライト延利用者数/人	3	3	11	3(3 11	1		
			1	実施か所数/か所	1	1	1	,	1		1	
6.子育て援助活動事		乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人(おねがい会員)と、		まかせて会員数/人	188	203	206	214	218			
業〔ファミリー・サホ゜ート・セン ター〕	子育て支援課	育児の援助を行いたい人(まかせて会員)が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う。		お願い会員数/人	605	692	? 725	780	863	A		登録会員数の増加を目指す。
		貝豆球でし、云貝伯丘间で月光の援助で刊り。		両方会員数/人	23	24	31	34	1 37	1		
		714 / 200 20 4 10 0 4 4 4 5 5 1 4 4 4 5 1	1	実施か所数/か所	1	1	1		1			末巻の田45++++ スー
7.病児·病後児保育 事業	子育て支援課	子どもが発熱などの急な病気になった場合に、 病院・保育所(園)などに付設された専用スペー		市内利用数/人	958	1,164	1,305	1,109	1,107	В	より身近な場所で利用ができるよう、実 施施設の増加に努めます。	事業の周知をすすめる。ニーズに じた対応を進め、利用者の増加を
尹木		スにおいて、看護師などが一時的に保育を行う。		市外利用数/人	178	212		183	· ·	-	ルビルビスグル日かれてカベノあり。	指す。
8.子育てホームヘル プサービス	子育て支援課	出産などの理由で一時的に育児・家事に関する	小学校3年生までの児童の保護者が、疾病や出産などの理由で一時的に育児・家事に関する援助を必要とした場合にスムーズに対応できるよう、事業の充実に努めます。	利用延日数/日	10 (1)	79 (4)	15 (6)	3! (5,	17 (2)		小学校3年生までの児童の保護者が、疾病や出産などの理由で一時的に育児・家事に関する援助を必要とした場合にスムーズに対応できるよう、子育でホームヘルプサービス事業の充実に努めます。	利用申請があった際に適切な対応できるよう、支援の充実を図る。

本基本標施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方 針	項目	07/F#	④ 実		00/55		進捗 記評 ⑧今後の方針(第2期計画)	⑥R2年度の目標
4 児童虐待	1.人権教育・啓発	人権課	子どもの人権について、広報紙への掲載、講演 会の実施など意識啓発を行う。	講演会の実施や広報誌などにより、子ども一人 ひとりの人権が守られるよう人権啓発活動を行 い、次代を担う子どもが安心して健やかに成長で きる社会づくりを進めます。	講演会等回数/回	27年度	28年度 1 (123)	29年度	30年度 幼稚園等の保護者への人権研修 回数/8回 (参加者数/527人)	(多姓子椒再座)	備 講演会や研修の実施や広報誌などにより、子ども一人ひとりの人権が守られる よう人権啓発活動を行い、次代を担う子 どもが安心して健やかに成長できる社会 づくりを進めます。	拡大防止に配慮しつつ保護者向け の研修等を行ない、子どもの人権に
防止	2.心の健康づくりと仲間づくり	健康課		保護者の孤立化や育児不安などから児童虐待に つながらないよう、きめ細かな相談支援や仲間づ くりに努めます。		標を実施。	医師による相談、精神福祉士に よる相談・訪問の実施。母子愛育 班・母子保健推進員による声か け・見守りの実施。	精神保健福祉士によるこころの 健康相談、訪問を実施。母子愛 育班・母子保健推進員による声 かけ・見守りの実施は随時してい る。	精神福祉士によるこころの相談 及び訪問を実施。ウエルカム広 場や各教室等では仲間づくりが できるよう取り組んだ。	精神福祉士によるこころの相談 及び訪問を実施。ウエルカム広 場や各教室等では仲間づくりが できるよう取り組んだ。	A 地域の子育て支援者と連携を図り、母子が孤立しないよう支援します。	子育で支援に関する情報提供を行い、好産婦や乳幼児をもつ保護者が必要な時に必要な支援が受けれるよう支援する。
	3.家庭児童相談室 (要保護児童対策地 域協議会)	子育て支援課	務者会(月1回開催)のほか、必要に応じ随時開催される個別ケース検討会議があり、要保護児童及びその保護者の早期発見や適切な保護・支		代表者会/回 実務者会/回 個別ケース会/回 (実施回数)	代表者会: 実務者会12 個別ケース会46	代表者会1 実務者会12 個別ケース会52	代表者会1 実務者会12 個別ケース会20	代表者会1 実務者会12 個別ケース会22	代表者会1 実務者会12 個別ケース会58	・学校等への定期的な見守り依頼するなり、 ・学校等への定期的な見でリますするなり、 をどして、児童虐待の早期発見につった。 ・西部子ども相談センターやまして、児童に した、児童虐待の早期発見にす。 ・西部子ども相談センターをはします。 長健、医療、教育、警察などとの総合と、 連携のもと、要保護児童対。 は福祉推進委員などの福祉関係者密議 達機の効率的な運営を図り、引き続き児・ をの効率的な運営を図り、引き続き児・ をの効率的な運営を図り、引き続き児・ をの効率が、早期発見に努めると をして、移見に努めるもし、 支援を行い周知に努めます。 ・特に丸亀警察者とは、令和元年度に 「児童虐待事案対応の相 送窓口の周知に努めとす。 ・特に丸亀警察者とは、心に関連、 造化していきます。 ・児童虐待事案対応のも ・児童虐待事案対応のも としていきます。 ・児童虐待事ながし、 ・児童に普及客を行うため、様々な方法で普及客を手があり、今後も連携を なな方法で普及客を子うため、 に見違診で乳児家庭全月訪問を が見に変を手がにより、 が見に変を手がして、 を持にネグレクトにの がより、今後もに、 ・見できる。 ・見で、 を持にネグレクトにの がより、今後もま、等の をな方法で普及客を手のもに、 の防止の普及客発や養育支援に努めます。	方針と同様
	※第2期計画より 4.子育て支援総合相 談窓口	子育て支援課	妊娠期から18歳までの子育てに関するあらゆる 相談に、専門相談員が幅広く対応し、必要に応 じて保健・医療・教育・福祉などの各機関と協力 しながら、継続的な支援を行う。	-		-	-	-	-	-	市町村子ども家庭総合支援拠点(子育 て支援総合相談窓口のうち、まる育サ ポート〜あだあじおと家庭児童相談室の 連携、関係機関との連絡調整の機能 の充実を図り、児童虐待の防止に努め ます。	方針と同様
5 家庭の教	1.家庭教育講座	生涯学習課	教育・保育施設や小・中学校に通う子どもの保 護者を対象に家庭教育講座を実施し、子どもに 関わる大人の学びの場を提供し、子どもの成長 について理解を深めたり、自身の抱える課題を 共有して解決へ導く。	保護者の教育力を高めるため、子どもの成長や 子育てに関する知識や技術が学べる講座を開催 し、子どもの成長や子育でについて理解を深めま	実施回数/回 (参加者数/人)	(138)	(1,963)	27 (1,489)	(1,477)	(1,672)	・保護者の教育力を高めるため、子どもの成長や子育てに関する知識や技術がA 学べる講座を開催し、子どもの成長や子育でについて理解を深めます。また、講座に参加することで、子どもを育てたる中で抱えている課題を共有・分析し、その	保護者の教育カ向上を図るととも に、課題や悩み事など、子育ての問 題解決に向けての講座を充実させ
育力の	2.PTAとの連携	学校教育課	共通課題(小・中学生のスマホ等適正な利用な ど)について、情報交換を活発に行い、協働して 課題解決に取り組む。	は、	配布校数/校	23	23	23	23	23	解決につなげていきます。 ・希望する講座が受講できるよう、日数 を増やすことができるよう調整します。	方針と同様
向 上 :	3.子ども講座	生涯学習課	親子のふれあいや物づくり体験に主眼を置き、 知識や技能の習得に加え、新たな仲間づくりの		講座数/講座 (参加人数/人)	(98)	5 (58)	4 (55)	4 (96)	4 (80)	子どもたちの知識や技能の向上を図る A ためのニーズにあった講座を継続して関	るため、ニーズにあった講座を企画
6 · ·	1.こども医療費助成 制度	子育て支援課	院・外来ともに健康保険診療にかかる医療費の	平成26年4月1日より、本市のこども医療費助成制度の対象が従来の7歳から15歳へと引き上げ		248,717	259,467	259,818	256,681	260,263	催していきます。 A	し、情報発進を行う。制度の周知を図る。
又	2.丸亀市こうのとり支 援事業	健康課	自己負担分を助成するなど、負担軽減を図る。 特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けた夫婦に対して治療費の一部を助成し、負担軽減を		助成延件数/件	77	88	118	3 104	148	A	制度の周知を図る。
122	3.ひとり親家庭等医療費助成制度	子育て支援課	図る。 ひとり親家庭などにおける母又は父と扶養されている18歳までの子どもに対して健康保険診療 にかかる医療費の自己負担部分を助成し、負担		助成件数/件	49,535	51,733	50,697	51,596	53,099	Α	制度の周知を図る。
	4.保育料の軽減	幼保運営課	を	経済的支援に関する制度について、更なる周知 を図り、利用促進に努めます。		る際、低所得階層にあっては保育料の引下げを行った。また、多子世帯等への軽減は、次のとおり。 ・同一世帯から保育所等に同時入所している場合、保育所の場合は未就学児から、幼稚園の場ともから数えて第2子の保育料を半様、第3子以降は無料・扶養する子が3人以上いる世帯については、第3子以降の3歳未満児の保育料は免除【県の3子消免】・市町村民税所得割額が77.101円未満2・3号窓定に場合は、48.600円未満のひとり観世帯の	平成28年度は、次のとおり国・県の多子世帯等に対する経滅策の 拡充に伴い、さらなる経滅を行う 例規改正を行った。引き続き、組 の軽減を推進していく。 [国制度]年収360万円程度未満 の軽減を推進していく。 [国制度]年収360万円程度未満 の世帯について、子ども図を するとともに、ひとり親等半をH27 年度の半額、2人目以降を無料とした。 [県制度]保育所とこども図象者所 を、幼稚園や小規模以上児に拡大したほか、3歳以上児・ を、幼稚園や小規模以上児・ を、幼稚園や小規模以上児に拡大したにが、3歳未満児のみであった分事業を を、幼稚園や小規模以上児にあって ないら第3子以降となる子どもにでて は無料、3歳以上児にあって は無料、3歳以上児にあって 領額に応じ、無料又は国制度の 額の半額とした。	る段階的無債化にあわせ、保育 料を軽減した。 [1号] ① 国の見直しと同様、B2階層 (ひとり親世帯以外の世帯)における第2子の保育料を無償化 ② B2(ひとり親世帯以外の世帯)について、 一番安いC1(ひとり親世帯)について、 一番安いC1(ひとり親世帯)について、 一番安いC1(ひとり親世帯)について、 「2.3号] ① 国の見直しと同様、B階層(ひとり親世帯)は分の世帯)に対ける 第2子の保育料を無償化 ② 国の見直し案と同様、C1、 C2、D1、D2階層のひとり親世帯 について、第1子の保育料を開催 (ことり親世帯)について、第1子の保育料をB層 (アロケなた)との	的無償化がなかったため、本市でも保育料の軽減を実施しなかったが、令和元年10月からの幼児教育無償化に向けて、情報収集を行った。	を実施した。(3歳以上の全ての 子どもと、0から2歳児までは、住	各種制度の周知・啓発を行い、利用促進に努めます。	引き続き、国の幼児教育無償化を行う。
1	※第2期計画より 5.就学援助制度	教育部総務課	経済的な理由により、小・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費などの一部または全額を支給し、負担軽減を図る。	-		-	-	-	-	-	-	制度の周知を図る。
	※第2期計画より 6.幼児教育・保育に 係る給食費の無償化	幼保運営課	子育で世帯の負担軽減のため、全ての3歳児から5歳児までの給食費を無償化する。	-		-	-	-	-	-	国の幼児教育・保育の無償化の導入を - 円滑に進めるとともに、本市独自の給食 の無償化を実施します。	
	※第2期計画より 7.多子世帯出産祝金 支給事業	子育て支援課	多子世帯の3人目以降の子どもの出産祝金を支給し、多子世帯の子育て費用の負担軽減を図る。	-		-	-	-	-	-	タ子世帯の負担軽減のため、出産祝金 を支給します。	制度の周知を図る。

基本	Auto Tarabil vi.	①担当課	@ * *	@# AI	④実 積			進步	⑥R2年度の目標				
施策	主な取組み	※現担当課名	②事業内容	③方 針	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	② ② ② ② ② ② ② ② ② ②	⑥R2年度の日保	
7.配慮が必要	1.ひとり親家庭自立 支援	子育て支援課	ひとり親家庭などについて自立を目的とした相談 指導や情報提供をはじめ、経済的自立と生活意 欲の助長を目的とした資金の貸付、経済的自立 に効果の高い資格を取得する場合の経費の一 部支給などを行う。		延相談件数/件	778 (母子 748) (父子 30)	669 (母子649) (父子20)	987 (母子956) (父子 31)	936 (母子912) (父子 24)	1,065 (母子1,023) (父子42)	ひとり親家庭などについては、国の基本 方針などに即して、生活支援、就業支援、経済的支援を行い、総合的な自立 支援を推進します。	方針と同様	
	※第2期計画より 2生活困窮者自立相 談支援	福祉課	複合的な問題を抱える生活困窮者やその家族 (子ども)に対して、自立相談支援センター、通称 あすたねっと)を相談窓回として「住宅確保給付 金)等、また貧困の連鎖を防止するため小・中学 生、高校中退者、中学既卒者等を対象とした「学 習支援事業」など各種事業のつなぎや関係機関 等と連携し寄り添いながら問題解決に向けての 支援を行う。	-		-	-	-	-	-	複合的な問題を抱える生活困窮者やその家族(子ども)に対して、自立相談交援センター(通称あすたねっと)を相談窓口として「住宅確保給付金」等、また貧困の連鎖を防止するため小・中学生、高校中退者、中学既卒者等を対象とした「学習支援事業」など各種事業のつなぎや関係機関等と連携し寄り添いながら問題解決に向けての支援を行います。	: 方針と同様 	
	3.多言語による情報 提供	子育て支援課	市民向け文書において多言語で対応する必要 性がある場合に、英語をはじめとする多言語文 書を作成する。	外国籍の子どもや保護者が、子育で支援に関するさまざまな情報を入手しやすいよう、多言語による情報提供に努めます。	医療制度に関しては、英語・ 中国語・スペイン語の説明文 書を完備。	継続	継続	継続	継続	維統	外国籍の子どもや保護者が、子育て支援に関するさまざまな情報を入手しやすいよう、多言語による情報提供や窓口における通訳の確保に努めます。	- 方針と同様 -	
1				道路などの危険箇所に、必要に応じてカーブミ	カーブミラー新設数/基	31	26	23	44	35		道路などの危険箇所に、必要に でカーブミラー、転落防護柵、視線	
一一安	1.交通安全施設の整 備	建設課	置したり、道路の高低差がある危険箇所に転落	ラー、転落防護柵、視線誘導標などの交通安全 施設の設置や維持管理に努めます。また、通学 路については、地域の人々や道路管理者の主体	視線誘導標新設数/基	33	25	10	49	43	A 道路などの危険箇所に、必要に応じて カーブミラー、視線誘導標などの交通安	導標などの交通安全施設の設置 維持管理に努めます。また、通学	
全なま			行う。 	的な参加のもと点検を行い、随時改善していきます。	転落防護柵/m	165.3	217	212	276.2	76.6	全施設の設置や維持管理に努めます。 また、通学路については、通学路安全フ	者の主体的な参加のもと点検を行	
まってり	2.通学路のカラー化	建設課	狭い市道において歩行空間が明確になるよう通 学路をカラー化し、安全対策を具現化する。	道路などの危険箇所に、必要に応じてカーブミラー、転落防護柵、視線誘導標などの交通安全施設の設置や維持管理に努めます。また、通学路については、地域の人々や道路管理者の主体的な参加のもと点検を行い、随時改善していきます。		学路のカラー化」については、平成26年度から平成28年度の3ヵ年で計画的に実施をしている。な	市内の小学校で実施している「通 学路のカラー化」については、平 成26年度から平成28年度の3カ 年で計画的に実施をしている。な お、平成28年度には、飯山北小 学校他4校区で実施した。 継続 3.3km	通学路のカラー化を行った箇所 の点検を行ったが、塗り直しが必 要な箇所はなかった。		通学路のカラー化を行った箇所 の点検を行ったが、塗り直しが必 要な箇所はなかった。	ログラムや登下校防犯プランに基づき、 地域の人々や道路管理者などの関係機 関の主体的な参加のもと合同点検等を 行い、ハード・ソフトの両面から対策を検 討し、交通安全教育や環境の整備・改 善に取り組みます。	通学路のカラー化については、平 28年度で完了した。今後は、カラ- を行った箇所で色が薄くなってい。 所の塗り直しを行います。	
	3.交通安全指導·啓発	危機管理課		幼稚園・保育所・認定こども園や小・中学校において交通安全教室や防犯教室を実施し、子ども自らが交通事故や犯罪などから自分の身を守る力を養えるよう、意識の向上を図ります。	交通安全教室開催数/回	яесяр; О.ЗАЛІІ 119	98299E 3.3KIII	109	131	133	幼稚園・保育所・認定こども園や小・中 学校において交通安全教室や防犯教室 A を実施し、子ども自らが交通事故や犯罪 などから自分の身を守る力を養えるよ う、意識の向上を図ります。		
		危機管理課	Fネット通信の丸亀市ホームページへ掲載	配信件	配信件数/件	51	50	13	19	13	人、忠誠の同工を囚りより。 A	配信により情報共有。	
	4.不審者情報の提供	少年育成センター	FAXおよびメール配信で不審者情報を提供する とともに、注意を呼びかける。		配信件数/件	32	38	45	49	48	A	FAXおよびメール配信で不審者 を学校・警察・保護者・地域へ提 るとともに、発生場所を青パトで する。	
	5.防犯パトロール	危機管理課	地域ぐるみで地域安全活動(自主防犯パトロール隊)が行われるよう支援する。		个番台情報の提供体制を工夫9 るCCもに、地	个番台情報の徒供体制を工夫9 るCCもに、地	団体数/団体	16	22	22	22	23	A 不審者情報の提供体制を充実するとと もに、地域の人々や関係機関の協力を
	6.防犯意識啓発	危機管理課	市民が安心して暮らすことのできる安全な地域 社会の実現のために地域安全活動を推進し、防 犯安全意識の高揚を図る。	・域の人々や団体の協力を得て、「こどもSOS」の 設置や自主防犯パトロール活動を支援し、地域ぐ るみで不審者や犯罪などから子どもを守る取組 みを推進します。		開催や、各種チラシやリーフレット	防犯協会、警察と連携し、防犯意 識啓発を行った。 防犯教室は延べ99回開催した。	識啓発を行った。	識啓発を行った。	識啓発を行った。	付い、 によもSOS」の設置や自主防犯 パトロール活動を支援し、 地域ぐるみで 不審者や犯罪などから子どもを守る取組を推進します。	方針と同様	
	7.緊急避難場所「こど もSOS」の設置・点検	少年育成センター	子どもを不審者などによる犯罪から守るために、 緊急避難場所となる「こどもSOS」を設置する。 設置後の年数経過により、プレートが傷んだり設 置箇所の状況が変わってきているので、設置箇 所の点検を実施していく。		設置件数/件	1750 (累計)	(新設)	3 (新設)	(新設)	3 (新設)	А	前年度に引き続き、設置の要望がれば設置の対応をしていく。	
	1.歩道等のパリアフリー 化の推進	建設課	妊産婦や子どもをはじめ、あらゆる人が安心して 外出できるよう、スローブの設置や段差の解消 などを行う。	妊産婦や子どもをはじめ、あらゆる人が安心して 外出できるよう、道路、公園、公共交通機関など におけるスローブの設置や段差の解消などのパ リアフリー化、また、危険防止のための手すりの 設置などに努めます。		アフリー化されている。また、道路改良時などには、バリアフリーを	改良時などには、バリアフリーを	は、整備計画に基づき概ねバリ アフリー化されている。また、道路	改良時などには、バリアフリーを	アフリー化されている。また、道路	交通弱者である歩行者などが利用する 歩道の整備には、引き続き、パリアフ リー化を考慮に入れた計画、施工を行し ます。	道路改良時には、パリアフリーを・ 慮した歩道設計を行います。	
	2.公共施設における 授乳室等の整備促進	庶務課ほか	子ども連れの親子が安心して外出できるよう、授 乳やおむつ替えスペース、子ども用トイレなど、 本庁舎における施設整備を促進する。	公共施設をはじめ、日常的に外出頻度の高い身 近な施設において、授乳やおむつ替えに必要な スペース、子ども用トイレなどの整備を促進しま す。	設置か所数/か所	おむつ替えスペース 2 授乳室 1	おむつ替えスペース2 授乳室1	おむつ替えスペース2 授乳室1	おむつ替えスペース2 授乳室1	おむつ替えスペース2 授乳室1	子ども連れの親子が安心して外出できるよう、授乳室やおむつ替え可能な多目的トイレなど、新庁舎における施設整備を図ります。		
	3.マタニティマークの 活用	健康課	母子健康手帳発行時に妊婦に対する周囲の人 の配慮を喚起するために、マタニティマークを啓 発する。	妊産婦や子ども連れの親子の外出を温かく見守 り、必要なときには手助けするような地域づくりを 進めます。	配布数/枚	955	903	917	818	881	妊婦だけでなく、広く一般的にマタニティ A マークの普及・啓発を行い、地域の子育 て支援の意識を高めます。	マタニティマークの普及・啓発を行	

基本 基本	主な取組み	①担当課	②事業内容	③方 針			@ 実	横			⑤進捗 状況評	⑧今後の方針(第2期計画)	⑥R2年度の目標
目標 施策	エルス和の	※現担当課名	ジ マネハ台	@/J EI	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	価	●7枚47月1(対4枚日間/	●11年 大切日保
皿:地域の良さを活かし。	1.男女共同参画の推 進	人権課	する講演会の開催や、男女共同参画情報誌の	男女が共に仕事と家庭のバランスがとれた生活を送れるよう、市民、企業、関係団体、行政が協働し、「ワーク・ライフ・バランス」の取組みを進めます。 家事・育児の負担が女性に偏らないよう、家庭責任を男女が共同で担うという意識の啓発に努めるとともに、男性が育りの知識や技術を身につけることができる機会を提供し、男性の子育てへの		3.2% (「丸亀市男女共同参画に関する	・丸亀市男女共同参画に関する 企業アンケートは令和2年度に実 施する予定。 ・「第3次男女共同参画プランまる がめ」策定に向けた市民フォーラ ムにおいて、ワーク・ライフ・バラ ンス推進の必要性を考える講演 を実施(11月28日、参加者82人)		施する予定。 ・男性の育児休業取得促進奨励 金制度活用事業所HP紹介(4社) ※内2社は、ワーク・ライフ・パラ ンス推進コンサルタント派遣先企 業による申請(企業内では初取 得事例となった) ・子どもと作ろう!!男性料理教室開	・丸亀市男女共同参画に関する企業アンケートは令和2年度に実施する予定。・男性の育児休業取得促進奨励金制度活用事業所1P紹介(4社)※内1社は、従業員5人の事業所であり、3年連続の支給となった・子どもと作ろう!男性料理教室開催(4回、116人参加)・仕事と官児/介護の両立支援セミナー開催(3回、16団体17人参加)	А	・男女が共に仕事と家庭のバランスがと 支援終れた生活を送れるよう、市民、企業、関係団体、行政が協働し、「ワーク・ライフ・ におい、 ・家事・育児の負担が女性に偏らないよ・ワーク・ う、家庭責任を男女が共同で担うという 意識の啓発に努める。	生追跡取材。内容を広く周知す 住自立圏域内の企業対象研修 いて)。 ・クライフバランスに特化した企 けメールを登録団体に配信(登 体数
た連携を推進	2.労働時間短縮やフレックスタイム制の奨励	産業観光課	国や県が行う当該事業について、市ホームペー ジへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を 発信する。	参画を促進します。		業について、市ホームページへ	該事業について、市ホームペー	例年に引き続き、国や県が行う当 該事業について、市ホームペー ジへの掲載や、パンフレットの設 置など、情報を発信した。	該事業について、市ホームペー	該事業について、市ホームペー	А	について、市ホームページへの掲載や、ついて パンフレットの設置など、情報発信に努 や、パ	
進します	3.勤労者の福利厚生 と企業への啓発	産業観光課	福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努める。	仕事と子育ての両立を支援するために、さまざまな媒体を活用した各種両立支援制度などの情報提供や、事業者に対して、安心して子育てをしながら働くことのできる職場環境の整備について啓発を行います。		提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企	例年に引き続き、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めた。	ビスを提供する中讃勤労者福祉 サービスセンターの運営を支援 し、また、企業にPRすることで、中	サービスセンターの運営を支援 し、また、企業にPRすることで、中 小企業で働く従業員の福利厚生 の向上に努めた。また、今年度か ら始めたキッズウィークの取組み	し、また、企業にPRすることで、中 小企業で働く従業員の福利厚生	А	福利厚生サービスを提供する中讃動労 者福祉サービスセンターの運営を支援 し、また、企業にPRすることで、中小企 業で働く従業員の福利厚生の向上に努 めます。	焼き、福利厚生サービスを提供 中讃勤労者福祉サービスセン の運営を支援し、また、企業にP 5ことで、中小企業で働く従業員 利厚生の向上に努める。また、 ベウィークの取組みについても、 もの休みに合わせた休暇取得 進に努める(R2年度は事業中
	※第2期計画より 4.キッズウィークの推・	学校教育課 幼保運営課	毎年10月の第3月曜日の「丸亀子どもデー」を学校、幼稚園、認定こども園の休業日に指定し、3連休を設定することで、親子や地域との交流が図れる機会とする。	-		-	-	-	-	-	-	指定(おっぱウィークについては、10月の第3 月曜日を「丸亀こどもデー」に定め、公立 の小・中学校、幼稚園等を一斉休暇とす	第3月曜日(10/19)を休業日に (小中学校が授業日数確保のた 中止したことに合わせ、幼・こも
	進	産業観光課ほか	事業所に対してキッズウィークの周知啓発・協力 を関係機関と連携しながら働きかける。	-		-	-	-	-	-	-	るなど、子どもの休みに合わせた保護者の休暇取得の推進に努めます。 R2年月	度は事業中止
4.人材育成・支援	1.子育てボランティアの育成・支援	子育て支援課	地域子育て支援拠点などにおいて、子育でボラ ンティアを養成するための研修などの支援を行 う。			て支援拠点事業に対し、案内。多	加するなど、スタッフの資質向上 に努めた。また、子育てフェスタ や児童館行事、地域子育て支援	研修や外部研修等に積極的に参加するなど、スタッフの資質向上	研修や外部研修等に積極的に参加するなど、スタッフの資質向上に努めた。また、子育てフェスタや児童館行事、地域子育て支援	加するなど、スタッフの資質向上 に努めた。また、子育てフェスタ や児童館行事、地域子育て支援	А	地域子育で支援拠点施設や児童館など において、子育てボランティアを育成す るため、地域が子育でに対する意識をも ち、主体的な活動ができるよう、積極的 かつ効果的な研修を支援します。	と同様
		幼保運営課		地域子育て支援拠点施設や児童館などにおいて、子育てボランティアを育成するため、地域が 子育てに対する意識をもち、主体的な活動ができるよう、積極的かつ効果的な研修を支援します。 また、ボランティア団体が実際に活動できる機会		ボランティア1団体に対して、活動 の場を提供するなどの支援を 行っている。		引き続きボランティア1団体に対して、活動の場を提供するなどの 支援を行っている。	引き続きボランティア1団体に対して、活動の場を提供するなどの 支援を行っている。	引き続きボランティア1団体に対して、活動の場を提供するなどの 支援を行っている。	А	ボランティア団体が実際に活動できる機会や場を提供するとともに、ボランティア 団体の活動を支援します。	と同様
		健康課		また、パブンナイナロードが失踪にも動いさるでは、 や場を提供するとともに、ボランティア団体の活動を支援します。		愛育班、母子保健推進員を中心 に地域の中で訪問、声かけ等を 実施。	研修会を開催し、知識の向上を図った。		健康増進計画の取組みや重点目標から研修内容を検討し、研修会を開催した。		А	要育班員や母子保健推進員が活動とそ 研修会の重要性を周知し、地域ぐるみで主体的 に活動できるよう支援します。	
	2.地区組織・人材育 成の仕組みづくり	子育て支援課	地域の健康づくりを推進する母子愛育班をはじめ、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て家庭を支える地域づくりを支援する。			未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	D		
		生涯学習課	11.1日にか歴に共化が世界117年X1度り旬。		実施回数/回 (参加者数/人)	2 (172)	(467)	1 (113)	1 (117)	開催中止(新型コロナ)	С	今後も学校やPTAと連携しながら、課題 に対応した内容で継続してセミナー等を 開催します。	で子育てを支援できる仕組みづ できるようセミナー等を開催し 也域におけるコーディネーターを する。
	3.子どもの体験活動 等に関わる団体等へ の支援	生涯学習課	子どもに体験活動の場を提供するボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会育成連絡協議会などへ支援を行う。	地域ぐるみで子育てを支援するため、地区組織、 子育て支援団体、NPO法人などの団体活動を支援します。	団体数/団体	少年団体 5 子ども会 76	少年団体 5 子ども会 76	少年団体 6 子ども会 76	少年団体 6 子ども会 71		А	子どもの体験活動等に関わる団体等へ の支援として、指導者・育成者のスキル アップを図るための研修を開催します。	